

## 業務仕様書

### 1 件名

愛媛県研修所膨張タンク交換業務

### 2 場所

愛媛県研修所（愛媛県松山市東野四丁目乙 225 番地）

### 3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

※作業日程及び時間については、契約後速やかに愛媛県研修所担当者と協議を行うこと。

### 4 内 容

#### (1) 機器交換・既存設備との配管接続等

ア 機 器 膨張タンク 6 0 L

イ 数 量 1 台

#### (2) 清掃、残材及び旧機器等撤去等

※交換に必要となる部材、器具等一切は受託者が用意すること。

※交換後試運転を実施すること。試運転に際しては、給水設備、給湯設備、暖房設備が正常に稼働するか確認をすること。

※本業務において、仕様書に記載されていない作業、項目等が発生した場合でも機能上必要と思われるものは、受託者の責任において処理すること。

### 5 提出書類

#### (1) 着手時

施工スケジュール表、設計書

#### (2) 完了時

ア 業務完了届

イ 業務報告書、写真（様式任意）

※写真は、交換前・交換中・交換後を添付すること。

※報告書には機器の仕様を付すこと。

### 6 完了検査

交換完了後、現場代理人等立合のうえ、担当職員が完了検査を実施し、現場及び書

類検査をもって完了とする。ただし、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し、検査合格をもって完了とする。

## 7 その他

- (1) 作業場所周辺は、立入禁止表示を行う等、安全・保護対策を行うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品等を汚損・破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 産業廃棄物の処理を行ったものについては、マニフェスト伝票の写しを提出すること。
- (5) 受注者の責めに帰すことができない理由により契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して契約期間の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (6) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定すること。
- (7) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行うことができる。ただし日時は事前に連絡のうえ調整を行うこと。
- (8) 本仕様書に定められていない事項については、愛媛県研修所担当者との協議によること。

## 8 問い合わせ先

愛媛県研修所人材育成グループ

電話番号 089-977-2122